

### 第3章 脆弱性評価

#### 第1節 評価の枠組及び手順

##### (1) 想定するリスク

- 南海トラフ地震
- 台風、局地的集中豪雨、土砂災害、高潮・高波、強風等の風水害

##### (2) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

地域計画では、「4つの基本目標」及び「8つの事前に備えるべき目標」に即して30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

<起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）>

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I 人命の保護が最大限に図られること	1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震、津波の発生による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の浸水、倒壊
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-6	避難路における通行不能
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
		2-2	救急救助、医療活動の機能不全
		2-3	長期にわたる孤立集落等の発生
		2-4	観光客等の帰宅困難者の発生
		2-5	被災地における疾病・感染等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	災害対策拠点施設の倒壊等及び災害拠点機能の被災による行政機能の大幅な低下
II 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止、通信回線断線等による災害情報が伝達できない事態
	III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下
5-2		主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	
5-3		第1次産業、観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞	
5-4		食料・水等の安定供給の停滞	
IV 迅速な復旧復興に資すること	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	水道、廃棄物及びし尿処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-3	長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅地での大規模火災の発生	
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺	
	7-3	ため池、ダムや防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物や発生土砂の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

### (3) 施策分野の設定

「おきてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための取組として、5つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定した。

個別施策分野として、①行政分野、②住環境分野、③保健・医療・福祉分野、④産業分野、⑤国土保全分野の5分野を設定した。

また、横断的分野として、①リスクコミュニケーション分野、②耐震化・老朽化対策分野の2分野を設定した。

#### 個別施策分野

No	分野	分野ごとの主な施策
1	行政分野	行政機能の維持に係る施策
		住民の避難行動や避難場所に係る施策
		消火・救助・救急に係る施策
		学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策
2	住環境分野	住宅や建築物の安全に係る施策
		水道に係る施策
3	保健・医療・福祉分野	災害時の医療体制、保健衛生に係る施策
		避難行動要支援者に係る施策
4	産業分野	事業者の業務継続体制に係る施策
		農林水産業の基盤整備に係る施策
5	国土保全分野	市街地や交通ネットワークの整備に係る施策
		河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

#### 横断的分野

No	分野	分野ごとの主な施策
1	リスクコミュニケーション分野	市民との防災意識の共有に係る施策
2	耐震化・老朽化対策分野	公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

### (4) 評価の実施手順

それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現在実施している施策を特定することや、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策が必要かを検討し、施策分野（個別施策分野、横断的分野）ごとに整理した。

このような、それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための横断的な施策群を「プログラム」とし、各プログラムの脆弱性を分析・評価した。

## 第2節 脆弱性の評価結果

### 1-1

### 大規模地震、津波の発生による死傷者の発生

#### <個別施策分野>

#### 1 行政分野

##### (1) 行政機能の維持に係る施策

- ①災害対策本部を運営する市職員は、不測の事態に備えた地震防災教育を徹底して行う必要がある。
- ②市職員の災害対応能力を高めるため防災訓練を定期的実施しており、市と自主防災組織、消防団、消防本部、警察等関係機関が一体となった実践的な防災訓練を継続して実施していく必要がある。

##### (2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

- ①市民の適切な避難や防災活動に役立つ津波ハザードマップを作成しているが、市民に対して更なる周知を図る必要がある。
- ②一人ひとりがまず命を守るためにベストを尽くした津波避難を考える「一人ひとりの津波避難計画(Myまっぷラン)」の作成を推進する必要がある。
- ③避難訓練や防災講話等を開催することで防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要がある。
- ④地域住民が自主的な避難所運営が行えるよう、地域の実情に応じた避難所マニュアルを作成し、それに基づき避難所運営ができる体制を構築する必要がある。
- ⑤津波浸水予想で浸水の可能性があると認められる地域において、高台等の避難場所のない地域については、ビル等の所有者と協定の締結による津波避難所の指定や津波避難タワーの整備等を図る必要がある。
- ⑥地震直後には、電力供給施設が麻痺し機能しない恐れがあるため、停電時の暗い夜間においても円滑に避難できるよう、避難路や避難場所に避難誘導灯などを配置する必要がある。

##### (3) 消火・救助・救急に係る施策

- ①三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な体制の整備を図る必要がある。また、災害の影響が広範囲に及び場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等との協定の締結を広げるなど受援体制を強化する必要がある。
- ②過疎・少子高齢化により年々消防団員の確保が困難な状況となっている。各地区の協力を得ながら団員数の確保・維持に努める必要がある。

#### **(4) 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策**

- ①各学校、幼稚園、保育所等児童福祉施設は、円滑に避難できるよう平素から災害に備えた防災体制を整備し、職員の任務の分担や相互の連携等を明確に定める必要がある。また、各施設の立地状況に応じた避難等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する必要がある。

## **2 住環境分野**

### **(1) 住宅や建築物の安全に係る施策**

- ①地震における家具転倒による負傷者をなくすため、取り付けが困難である65歳以上の一人暮らし世帯、重度心身障がい者のいる世帯などに無料で家具転倒防止器具の取付を行っており、引き続き地震による負傷者を減らす取組を行っていく必要がある。
- ②住宅の無料耐震診断や耐震補強の補助を行っているが、耐震化に対する認識不足や経済的な負担が必要なことからあまり進んでいない状況となっている。大規模地震における住宅の倒壊による死傷者を出さないためには、住宅の耐震化率を上げる必要がある。
- ③管理されていない倒壊の危険性のある空き家が増えてきている状況となっているため、危険性のある空き家数の把握や撤去等の対策を講じる必要がある。

## **3 保健・医療・福祉分野**

### **(1) 避難行動要支援者に係る施策**

- ①地域において避難行動要支援者の避難支援体制の構築を図るため、避難行動要支援者の名簿を作成している。今後は市と連携して避難行動要支援に取り組む地区を増やす必要がある。
- ②要配慮者の避難対策を進めるため社会福祉施設等との連携による福祉避難所の整備を行う必要がある。
- ③一人でも多くの方が自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する必要がある。

## **4 国土保全分野**

### **(1) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策**

- ①津波被害に対応するため、海岸保全施設、港湾施設等の地震、津波、老朽化対策が急務となっており、防潮堤及び防波堤の整備、補強、嵩上げ、津波防波堤等による津波侵入防止整備を促進するよう、国及び県に働きかける必要がある。
- ②漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。

③地震後は河川を津波が遡上することから、県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門・ポンプ場の整備を推進する必要がある。

④災害時には、水門等の適正な開閉操作が必要であるため、定期的に訓練を実施している。今後も引き続き訓練を行い、災害時における適切な対応と判断力の向上を図る必要がある。

## <横断的分野>

### 1 リスクコミュニケーション分野

#### (1) 市民との防災意識の共有に係る施策

①一人ひとりがまず命を守るためにベストを尽くした津波避難を考える「一人ひとりの津波避難計画(Myまっぷラン)」の作成を推進する必要がある。(再掲)

②個人や地域の防災・減災力をさらに高めるため、地域の自主防災組織等を対象に防災講話、防災訓練、防災研修会等を開催することで防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要がある。

### 2 耐震化・老朽化対策分野

#### (1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

①公共施設機能を維持するため公共施設の耐震性の調査及び耐震化を図る必要がある。

②公共施設等総合管理計画に基づき、すべての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な維持保全に努める必要がある。

1-2

不特定多数が集まる施設の浸水、倒壊

## <個別施策分野>

### 1 行政分野

#### (1) 行政機能の維持に係る施策

①小中学校、医療施設、社会福祉施設、体育施設など、不特定多数が集まる施設は、災害時における避難場所や災害対策の拠点として利用されることが想定されることから、耐震化のより一層の促進を図る必要がある。

#### (2) 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策

①公共施設機能を維持するため公共施設の耐震性の調査及び耐震化を図る必要がある。(再掲)

②各学校、幼稚園、保育所等児童福祉施設は、円滑に避難できるよう平素から災害に備えた防災体制を整備し、職員の任務の分担や相互の連携等を明確に定める必要がある。また、各施設の立地状況に応じた避難等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する必要がある。(再掲)

## 2 住環境分野

### (1) 住宅や建築物の安全に係る施策

- ①病院や学校等多人数が集合する建築物等について、耐震性の確保を図る必要がある。

## <横断的分野>

### 1 耐震化・老朽化対策分野

#### (1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

- ①公共施設等総合管理計画に基づき、すべての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な維持保全に努める必要がある。  
(再掲)

## 1-3

## 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

## <個別施策分野>

### 1 行政分野

#### (1) 行政機能の維持に係る施策

- ①市民が適切な避難行動をとれるよう、タイムラインによりの確に避難勧告等の情報を市民へ伝達すること及び職員の事前の災害対応の準備を進めている。今後も継続して最悪の事態を想定したタイムラインの運用を行う必要がある。

#### (2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

- ①県が作成する浸水想定区域図等を活用した洪水ハザードマップを作成して市民等への情報提供を行う必要がある。
- ②避難訓練や防災講話等を開催することで防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要がある。  
(再掲)

## 2 国土保全分野

### (1) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

- ①河川災害の大きな要因の一つとして土砂や流木の流出により河床を上昇させることがあるので、計画的に治山、流木対策を進める必要がある。
- ②市内の河川は、1級水系 11 河川、2級水系 10 河川、準用河川 44 河川、普通河川は川幅が 1m 未満の小さな谷間で含み市内各地のいたる所にあり、集中的な大雨により土石流や洪水等の危険がはらんでいるため、国・県等へ河川改修の働きかけを行う必要がある。また、市の管理する普通河川についても河川改修を図っていく必要がある。
- ③井戸川の河口にあるボックスカルバートは、波浪の影響により砂利等がボックスカルバート内に堆積され排水の妨げになることがあることから、砂利等の撤去について県に働きかけを行う必要がある。

### <横断的分野>

#### 1 リスクコミュニケーション分野

##### (1) 市民との防災意識の共有に係る施策

- ①自治会や自主防災組織などの地域における互助の取組みを促進するため、地域に密着した防災対策等の普及・啓発・支援に取り組む必要がある。

1-4

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

### <個別施策分野>

#### 1 行政分野

##### (1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

- ①県が指定する土砂災害警戒区域等を基に土砂災害ハザードマップや洪水ハザードマップなどを作成し、市民等への情報提供を行う必要がある。
- ②防災行政無線等によって災害情報を市民に伝達する体制を整備している。国は県等関係機関と連携して災害情報の収集や市民への迅速な周知について、関係機関との連携強化を図っていく必要がある。

#### 2 産業分野

##### (1) 農林水産業の基盤整備に係る施策

- ①農業用水確保のため、ため池が利用されているものの、老朽化が激しいため決壊による被害の防止を図るよう整備を継続するとともに、県営事業など国庫補助事業制度を活用し整備を促進する必要がある。



### **3 国土保全分野**

#### **(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策**

- ①道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う必要がある。
- ②県と市が一体になって、土砂災害警戒区域等の市民への周知を図るとともに、警戒避難体制を整備する必要がある。

#### **(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策**

- ①土石流や地すべり、がけ崩れ等といった土砂災害から人命を守るための施設整備を進める必要がある。
- ②土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止する体制を構築する必要がある。

### **<横断的分野>**

#### **1 リスクコミュニケーション分野**

##### **(1) 市民との防災意識の共有に係る施策**

- ①ため池が決壊した場合の低減のため、ため池ハザードマップを作成しているが、他のハザードマップと併用しながら市民の防災意識の向上に努める必要がある。

**<個別施策分野>****1 行政分野****(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策**

- ①防災行政無線や全国瞬時警報システム（Jアラート）等により災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害時において情報を迅速に発信できるよう県等の関係機関と連携の強化を図る必要がある。
- ②防災行政無線による情報提供の多様化を図るため、現行のアナログ放送のデジタル化を行う必要がある。
- ③台風発生時の行動計画（タイムライン）を作成し、災害対策本部の設定方法を定め、早期からの気象情報の収集及び避難の周知などを行っている。今後も引き続きタイムラインの運用を継続する必要がある。

**(2) 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策**

- ①児童生徒等への防災教育を進めるため「防災ノート」を活用した防災教育を実施する必要がある。

**2 保健・医療・福祉分野****(1) 避難行動要支援者に係る施策**

- ①地域において避難行動要支援者の避難支援体制の構築を図るため、避難行動要支援者の名簿を作成している。今後は市と連携して避難行動要支援に取り組む地区を増やす必要がある。（再掲）

**<横断的分野>****1 リスクコミュニケーション分野****(1) 市民との防災意識の共有に係る施策**

- ①地震・津波の被害を最小限にするため、津波ハザードマップの周知や地域における防災講話等を開催することで防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要がある。

**<個別施策分野>****1 行政分野****(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策**

①土砂等で避難路が分断されても通行できるよう複数個所の避難路を整備する必要がある。

**2 住環境分野****(1) 住宅や建築物の安全に係る施策**

①避難路をふさぐ恐れのあるブロック塀の倒壊防止や危険木の伐採等の避難路沿道対策を図る必要がある。

**3 国土保全****(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策**

①道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う必要がある。(再掲)

**<横断的分野>****1 耐震化・老朽化対策分野****(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策**

①避難路をふさぐ恐れのある公共施設に付随するブロック塀等の倒壊防止対策を図る必要がある。

**<個別施策分野>****1 行政分野****(1) 行政機能の維持に係る施策**

- ①三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施に努める必要がある。
- ②災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応援対策及び復旧対策が実施できるよう、平時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。
- ③自衛隊、消防、警察、応援協定の締結者等の応援を円滑に受けられるよう物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や受援に必要な対策について検討・実施を行う必要がある。

**(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策**

- ①災害時に孤立が想定される地区をはじめ、避難場所の位置を勘案した分散備蓄を充実させる必要がある。
- ②市民や地域を対象として発災後 3 日以上、できれば 1 週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の整備をしてもらう働きかけを行う必要がある。

**2 住環境分野****(1) 水道に係る施策**

- ①長期にわたる水道の供給停止に備え、応急給水・復旧のための体制整備を進める必要がある。
- ②災害による断水等により本市独自で水の確保ができない場合には、三重県市町災害時応援協定により県下の自治体との支援体制を整備している。今後もさらに迅速かつ的確に対応ができるよう協力体制の充実強化を図る必要がある。

**3 保健・医療・福祉分野****(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策**

- ①震災直後の初動期においては外科的治療に用いられる医療品等の需要が増大すると予想されることから関係機関と連携して医療救護活動に必要な医療品等の供給体制を整備する必要がある。

#### 4 国土保全分野

##### (1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

- ①道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う必要がある。(再掲)
- ②事業が進められている熊野尾鷲道路(Ⅱ期)(尾鷲北 IC～尾鷲南 IC 間)や熊野道路(熊野大泊 IC～熊野市久生屋町間)並びに紀宝熊野道路(熊野市～紀宝町間)は、災害時における医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道であることから、国に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。

##### (2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

- ①被災した際も安定的に食料等の物資の受入ができるために漁港の耐震化を進める必要がある。

#### <横断的分野>

##### 1 リスクコミュニケーション分野

##### (1) 市民との防災意識の共有に係る施策

- ①自助・互助・公助の観点から、市で行う備蓄のほか、市民や地域を対象として発災後 3 日以上、できれば 1 週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄をしてもらう働きかけを行う必要がある。(再掲)

##### (2) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

- ①飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。
- ②本市の水道施設は、経年による老朽化が進行しつつあるため、老朽施設を計画的に更新し、機能向上を図る必要がある。
- ③水道の管路は経年による老朽化が進んでいることから、老朽化した管路の更新を行うとともに耐震化を推進するなど給水の安定化を図る必要がある。

**<個別施策分野>****1 行政分野****(1) 消火・救助・救急に係る施策**

- ①被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、引き続き消防職員、消防団員の訓練を実施するとともに、装備品の充実強化を図る必要がある。
- ②本市には、熊野市防災公園や県が管理する東紀州防災拠点があり、災害時の活動拠点が整備されている。引き続き県等との連携を強化しながら備蓄の計画的な管理等の運営を行っていく必要がある。
- ③災害対応車両への燃料の優先供給について、石油販売事業者等と協定締結を行っており、引き続き連携を継続し、燃料供給体制の強化を行う必要がある。
- ④三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な体制の整備を図る必要がある。また、災害の影響が広範囲に及び場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等との協定の締結を広げるなど受援体制を強化する必要がある。(再掲)
- ⑤災害時に円滑なボランティア活動ができるよう市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを整備し、ボランティアの受入態勢や発災時に担う役割の整備を図る必要がある。

**2 保健・医療・福祉分野****(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策**

- ①県や関係機関と連携して医師等の不足に対する対策を講じる必要がある。また、負傷者を迅速に搬送するため、県や自衛隊と連携を強化する必要がある。
- ②業務の継続、早期復旧が難しくなる恐れがあることから、病院や福祉施設に対して業務継続計画（BCP）策定の必要性を周知する必要がある。
- ③災害時における医療救護体制の整備を図るため、医師会等と連携して体制づくりを強化する必要がある。

### 3 国土保全分野

#### (1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

- ①道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う必要がある。(再掲)
- ②事業が進められている熊野尾鷲道路(Ⅱ期)(尾鷲北 IC～尾鷲南 IC 間)や熊野道路(熊野大泊 IC～熊野市久生屋町間)並びに紀宝熊野道路(熊野市～紀宝町間)は、災害時における医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道であることから、国に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。(再掲)

#### <横断的分野>

### 1 リスクコミュニケーション分野

#### (1) 市民との防災意識の共有に係る施策

- ①災害時において、応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材の確保・協力が重要であることから、地域における人材を把握し、自主防災組織の充実強化を図る必要がある。

2-3

長期にわたる孤立集落等の発生

#### <個別施策分野>

### 1 行政分野

#### (1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

- ①地域における防災人材の育成と自主防災組織の充実を図る必要がある。
- ②孤立の恐れのある地区に対応するため県等の関係機関と連携して航空輸送対策を進める必要がある。
- ③災害時の孤立が想定される地区において災害時用物資等の備蓄を図る必要がある。

### 2 保健・医療・福祉分野

#### (1) 避難行動要支援者に係る施策

- ①地域において避難行動要支援者の避難支援体制の構築を図るため、避難行動要支援者の名簿を作成する必要がある。(再掲)
- ②要配慮者の避難対策を進めるため社会福祉施設等との連携による福祉避難所の整備を行う必要がある。(再掲)

## ＜横断的分野＞

### 1 リスクコミュニケーション分野

#### (1) 市民との防災意識の共有に係る施策

- ①自治会や自主防災組織、学校等と協働して地域の実情を踏まえた避難所運営マニュアルを作成する必要がある。
- ②災害特性に合わせた地域独自の防災訓練を実施する必要がある。

## 2-4

### 観光客等の帰宅困難者の発生

## ＜個別施策分野＞

### 1 行政分野

#### (1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

- ①観光客等の帰宅困難者に対しても確実に災害状況を伝達できる体制を整備する必要がある。
- ②観光客等に対してハザードマップ等の啓示を行う必要がある。
- ③ホテルや旅館、飲食店等の施設を帰宅困難者の一時休憩及び一時避難場所として利用できるよう熊野市観光協会等関係団体と連携して整備する必要がある。

## 2-5

### 被災地における疾病・感染等の大規模発生

## ＜個別施策分野＞

### 1 住環境分野

#### (1) 水道に係る施策

- ①長期にわたる水道の供給停止に備え、応急給水・復旧のための体制整備を進める必要がある。  
(再掲)

### 2 保健・医療・福祉分野

#### (1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

- ①災害時における医療救護体制の整備を図るため、医師会等と連携して体制づくりを強化する必要がある。(再掲)
- ②医師会等の関係機関と連携して、発災後の感染症等の発症を防ぐための疫学調査の実施体制等の構築を検討する必要がある。
- ③大規模災害時の遺体収容場所の選定や遺体の埋葬等に対して円滑に対応できる体制を整備する必要がある。



**<個別施策分野>****1 行政分野****(1) 行政機能の維持に係る施策**

- ①市役所の耐震化は完了しているが、万が一災害対策本部となる市役所が大きく被災した場合の対策を検討しておく必要がある。また、災害発生現場に近い公共施設を現地本部として活用する等の検討を行う必要がある。
- ②災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策ができるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。(再掲)
- ③災害時に円滑なボランティア活動ができるよう市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを整備し、ボランティアの受入態勢や発災時に担う役割の整備を図る必要がある。(再掲)
- ④自衛隊・消防・警察等の応援を円滑に受けられるよう受援に必要な対策について検討・実施する必要がある。

**(2) 消火・救助・救急に係る施策**

- ①災害時においても消防機能を維持するため、消防本部及び各分署において飲料水等の備蓄や自家発電設備等を整備している。引き続き災害時においても円滑な対応ができるよう更なる整備をしていく必要がある。
- ②三重县市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な体制の整備を図る必要がある。また、災害の影響が広範囲に及び場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等との協定の締結を広げるなど受援体制を強化する必要がある。(再掲)

**2 保健・医療・福祉分野****(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策**

- ①この地域の基幹病院である紀南病院は耐震化基準を満たしており、大規模災害時においても重要な拠点となっているため、引き続き紀南病院と連携した対策を講じていく必要がある。

## ＜横断的分野＞

### 1 耐震化・老朽化対策分野

#### (1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

- ①地域の主な防災拠点である市役所、消防本部、保健福祉センター、社会教育施設、学校等の市有施設は概ね耐震化の基準を満たしており、引き続き適切な維持保全を実施していく必要がある。一方、市内にある各診療所は、耐震化基準を満たしていない施設もあるため、施設の移転及び耐震化の検討を進める必要がある。

## 4-1

## 電力供給停止、通信回線断線等による災害情報が伝達できない事態

### ＜個別施策分野＞

#### 1 行政分野

##### (1) 行政機能の維持に係る施策

- ①市役所は、電力供給や通信回線断線等の状況になっても災害対策本部としての機能を有する必要があるためあらゆる面からその対策を進めていく。

- ②市役所は、電力の供給停止等においても行政機能を維持できるよう、非常用発電機や太陽光発電設備等を整備しており、引き続き燃料備蓄の管理や不測の事態に備えた体制整備に努める必要がある。

##### (2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

- ①災害時において通信手段等が途絶した場合を想定した体制づくりを行うとともに、民間団体やボランティア等と連携した情報収集の体制を構築する必要がある。

##### (3) 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策

- ①災害情報が伝達できない事態であっても、児童生徒が自らの命を最優先した避難ができるための防災教育の推進を図る必要がある。

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下
-----	--------------------------------------

**<個別施策分野>**

**1 産業分野**

**(1) 事業者の業務継続体制に係る施策**

- ①災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響をおさえるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する必要がある。
- ②被災者や中小企業の事業主、農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して、積極的な資金の融資計画を推進する必要がある。

**2 国土保全分野**

**(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策**

- ①道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う必要がある。（再掲）
- ②事業が進められている熊野尾鷲道路（Ⅱ期）（尾鷲北 IC～尾鷲南 IC 間）や熊野道路（熊野大泊 IC～熊野市久生屋町間）並びに紀宝熊野道路（熊野市～紀宝町間）は、災害時における医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道であることから、国に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。（再掲）

**(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策**

- ①漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。（再掲）

5-2	主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
-----	-------------------------------

**<個別施策分野>**

**1 行政分野**

**(1) 行政機能の維持に係る施策**

- ①県や紀勢国道事務所など災害復旧の拠点となる施設の耐震強化や資材の備蓄、人材の確保等を充実させる必要がある。
- ②大規模災害時においても速やかな復興を進めるため地籍調査等を進める必要がある。

## 2 国土保全分野

### (1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

- ①事業が進められている熊野尾鷲道路（Ⅱ期）（尾鷲北 IC～尾鷲南 IC 間）や熊野道路（熊野大泊 IC～熊野市久生屋町間）並びに紀宝熊野道路（熊野市～紀宝町間）は、災害時における医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道であることから、国に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。（再掲）

## <横断的分野>

### 1 耐震化・老朽化対策分野

#### (1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

- ①道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う必要がある。（再掲）

5-3

第1次産業、観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞

## <個別施策分野>

### 1 産業分野

#### (1) 事業者の業務継続体制に係る施策

- ①災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響をおさえるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する必要がある。（再掲）
- ②第1次産業従事者の高齢化や後継者不足により、経営が不安定になることから、新たな担い手の育成・確保する必要がある。
- ③被災者や中小企業の事業主、農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して、積極的な資金の融資計画を推進する必要がある。（再掲）
- ④風水害の被害に合いやすい漁具や養殖施設等の被害を軽減するため、漁業協同組合等の水産関係団体等と連携して必要な対策を図る必要がある。
- ⑤冠水等自然災害における農作物及び林産物の被害拡大防止に向けた技術指導や病虫害対策、加工施設等の応急措置等の対策を進める必要がある。
- ⑥国や県、関係団体と連携して観光等地元関連産業における風評被害の防止を図る必要がある。

## **(2) 農林水産業の基盤整備に係る施策**

- ① 農業用施設が損傷・損壊した場合、農業被害が懸念されることから、平時より施設の適正な維持管理を実施し、施設の計画的な長寿命化を図る必要がある。
- ② 林業の被害を抑えるためには、土砂崩落防止や水源かん養等森林のもつ国土保全機能の高度発揮を図ることが重要なため、計画的に治山事業を行う必要がある。
- ③ 漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲)

### **<横断的分野>**

#### **1 リスクコミュニケーション分野**

##### **(1) 市民との防災意識の共有に係る施策**

- ① 企業や事業所が災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実・強化に努める必要がある。
- ② 従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練の参加促進や災害時の対応能力の強化を図る必要がある。

#### **2 耐震化・老朽化対策分野**

##### **(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策**

- ① 漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲)

5-4

**食料・水等の安定供給の停滞**

### **<個別施策分野>**

#### **1 行政分野**

##### **(1) 行政機能の維持に係る施策**

- ① 災害時に孤立が想定される地区をはじめ、避難場所の位置を勘案した分散備蓄を充実させる必要がある。(再掲)
- ② 市民や地域を対象として発災後 3 日分以上、できれば 1 週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の整備をしてもらう働きかけを行う必要がある。(再掲)

## 2 住環境分野

### (1) 水道に係る施策

- ①長期にわたる水道の供給停止に備え、応急給水・復旧のための体制整備を進める必要がある。  
(再掲)
- ②災害による断水等により本市独自で水の確保ができない場合には、三重県市町災害時応援協定により県下の自治体との支援体制を整備している。今後もさらに迅速かつ的確に対応ができるよう協力体制の充実強化を図る必要がある。(再掲)

## 3 産業分野

### (1) 事業者の業務継続体制に係る施策

- ①従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資器材の整備を進める必要がある。

## 4 国土保全分野

### (1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

- ①道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う必要がある。(再掲)
- ②事業が進められている熊野尾鷲道路(Ⅱ期)(尾鷲北 IC～尾鷲南 IC 間)や熊野道路(熊野大泊 IC～熊野市久生屋町間)並びに紀宝熊野道路(熊野市～紀宝町間)は、災害時における医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道であることから、国に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。(再掲)

### ＜個別施策分野＞

#### 1 行政分野

##### (1) 行政機能の維持に係る施策

- ①災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」を締結している。今後も引き続き連携を強化する必要がある。
- ②廃棄物処理施設の耐震対策や応急復旧の対策を進める必要がある。

#### 2 住環境分野

##### (1) 水道に係る施策

- ①水道施設の新設、拡張、改良等に関しては、耐震性の強化を図る必要がある。
- ②長期にわたる水道の供給停止に備え、応急給水・復旧のための体制整備を進める必要がある。  
(再掲)
- ③災害による断水等により本市独自で水の確保ができない場合には、三重県市町災害時応援協定により県下の自治体と協力体制を整備している。今後もさらに迅速かつ的確に対応ができるよう協力体制の充実強化を図る必要がある。(再掲)

### ＜個別施策分野＞

#### 1 国土保全分野

##### (1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

- ①鉄道やバスに関して、市内事業所において施設等の耐震性強化や防災教育、防災訓練の実施のほか、市や関係機関との情報伝達体制等の整備等を進める必要がある。
- ②陸上輸送対策として、緊急輸送道路の指定や国、県、事業者と連携して緊急輸送道路機能の確保を図る必要がある。
- ③孤立の恐れのある地区に対応するための航空輸送対策を進める必要がある。
- ④道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う必要がある。(再掲)

⑤事業が進められている熊野尾鷲道路（Ⅱ期）（尾鷲北 IC～尾鷲南 IC 間）や熊野道路（熊野大泊 IC～熊野市久生屋町間）並びに紀宝熊野道路（熊野市～紀宝町間）は、災害時における医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道であることから、国に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。（再掲）

⑥市道及び農道の整備や橋梁やトンネルなどの長寿命化を計画的に進める必要がある。

⑦生活道や作業道等として使用する林道については、尾鷲熊野地域森林計画変更計画書の「林道の開設及び拡張に関する計画」及び熊野市森林整備計画の「基幹路網の整備計画」に記載されている林道の整備 51 路線を計画的に整備していく必要がある。

また、橋梁やトンネル等の長寿命化を計画的に進める必要がある。

## **(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策**

①国道指定区域内の道路の崩壊、落石等の危険のある個所に土砂災害防止に係る事業の実施を国に働きかける必要がある。

②漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。（再掲）

### **6-3**

### **長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止**

#### **<個別施策分野>**

#### **1 行政分野**

##### **(1) 行政機能の維持に係る施策**

①電力供給に関して、災害に強い電力供給体制を確保するとともに、大規模災害に備えた防災体制を確立する必要がある。

②LP ガス充填所を管理する事業者については、充填所の耐震対策を促進するとともに、一般家庭等における 2 次災害防止等の啓発活動を進める必要がある。



## ＜個別施策分野＞

## 1 行政分野

## (1) 消火・救助・救急に係る施策

- ①大規模災害等を発生させないために、LP ガス等の危険物を扱う施設の火災、予防対策を進める必要がある。
- ②災害時の大規模火災に対応するため、消防組織の充実強化や消防用施設等の整備に努める必要がある。
- ③大規模災害時には、同時多発的に火災が発生することが想定されるため、日ごろからの火災予防対策などの自主防火意識の向上を図るとともに、火災予防対策の普及教育を進める必要がある。

## 2 住環境分野

## (1) 住宅や建築物の安全に係る施策

- ①住宅用火災警報器や家庭用消火器、感震ブレーカー等の設置を推進し、建物火災の発生を防ぐ取組を推進する必要がある。
- ②住宅密集地域等における大火を防止するため、オープンスペースの確保や空き家対策を含めた防火帯の整備に関する検討を行う必要がある。

## ＜個別施策分野＞

## 1 行政分野

## (1) 消火・救助・救急に係る施策

- ①災害時においても救急車両等の運行の妨げを減少させるため主要道路の無電柱化を進める必要がある。

## 2 住環境分野

## (2) 住宅や建築物の安全に係る施策

- ①災害時の建物倒壊等の被害を減少させるため、市民や事業者に対して耐震診断や耐震補強の働きかけを行う必要がある。

＜個別施策分野＞

1 産業分野

(1) 農林水産業の基盤整備に係る施策

- ①農業用水確保のため、ため池が利用されているものの、老朽化が激しいため決壊による被害の防止を図るよう整備を継続するとともに、県営事業など国庫補助事業制度を活用し整備を促進する必要がある。(再掲)
- ②ため池等の決壊を想定したハザードマップの整備を行っているが、今後は、地域と連携して被害が想定される地域への周知を徹底する必要がある。

2 国土保全分野

(1) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

- ①熊野川の総合的な治水対策協議会等を通じてダムを含めた熊野川水系の治水対策及び洪水時のダム運用改善の働きかけを行う必要がある。

＜個別施策分野＞

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

- ①災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」を締結している。今後も引き続き連携を強化する必要がある。(再掲)

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

- ①円滑な災害ボランティアセンターの設置とボランティアの受入態勢の充実を図る必要がある。
- ②災害時のごみの仮置き場、一時保管場所について、災害時における様々な土地利用を踏まえ事前に候補地を選定しておく必要がある。
- ③災害時のごみを適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないように、県及び関係機関との連携体制を強化する必要がある。

**<個別施策分野>****1 行政分野****(1) 行政機能の維持に係る施策**

- ①災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策ができるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。（再掲）
  
- ②災害時に円滑なボランティア活動ができるよう市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを整備し、ボランティアの受入態勢や発災時に担う役割の整備を図る必要がある。（再掲）

**2 住環境分野****(1) 住宅や建築物の安全に係る施策**

- ①災害により被災した建築物及び宅地からの 2 次災害を防止、軽減するために応急危険度判定を速やかに行えるよう、県等との連携強化を図る必要がある。

**3 国土保全分野****(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策**

- ①県や紀勢国道事務所など災害復旧の拠点となる施設の耐震強化や資材の備蓄、人材の確保等を充実させる必要がある。（再掲）
  
- ②大規模災害時においても速やかな復興を進めるため地籍調査等を進める必要がある。（再掲）

**<個別施策分野>****1 行政分野****(1) 行政機能の維持に係る施策**

- ①治安の悪化が懸念されることから、市は、熊野警察署及び紀宝警察署が災害警備活動を円滑に実施できるよう情報の提供や活動拠点の確保等について協力する必要がある。

**2 住環境分野****(1) 住宅や建築物の安全に係る施策**

- ①応急仮設住宅の建設用地について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を選定しておく必要がある。

**3 保健・医療・福祉分野****(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策**

- ①災害のショックや避難所生活の長期化等により、被災者にとっては極度の精神疲労が予想されるため、精神面へのケアができる体制を整備する必要がある。
- ②避難所において、認知症の症状が悪化する等の 2 次災害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る必要がある。

### **第3節 脆弱性評価のポイント**

#### **(1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせと重点化**

大規模自然災害に対して、防災施設の整備、道路の整備等のハード対策と防災訓練や防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて早期に取り組んでいく必要があり、そのためには施策の重点化を図りつつ、計画的に施策を推進していく必要がある。

#### **(2) 国、県、市民、民間事業者等との連携**

国土強靱化を推進していくためには、国、県、市民、民間事業者等との緊密な連携及び協力していくことが重要である。